

第 67 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議 事 録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 24 年 7 月 9 日 (月) 10 : 30 ~ 12 : 00
- 2 場 所 永田町合同庁舎第一共用会議室
- 3 出席者

会長	辻村 みよ子	東北大学大学院教授
委員	阿部 裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	小木曾 綾	中央大学大学院教授
同	木村 光江	首都大学東京教授
同	竹信 三恵子	和光大学教授
同	種部 恭子	女性クリニック We 富山院長
同	番 敦子	弁護士
同	平川 和子	東京フェミニストセラピセンター所長
同	森田 展彰	筑波大学大学院准教授
同	山田 昌弘	中央大学教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 報告書案の検討
- 3 閉会

(配布資料)

- 1 報告書案
- 2 報告書の参考資料案

(議事録)

○辻村会長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、第 67 回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を始めさせていただきます。

本日は、前回に引き続きまして、報告書案について検討いたします。本日のやり方でございますが、初めに事務局から配付資料について説明をいただき、前回以降のいろいろな修正点について確認していただいて、11 時 10 分ぐらいまでをめぐりに御議論をいただく予定であります。それから、事務局の方の考えといたしましては、阿部委員から順番に今後の課題でありますとか、この報告書に対する感想その他御意見をいただきたいということでございます。

本日で、この案件については一応終了して、また秋以降残した案件について検討するということです。

我々のこの調査会の委員の任期が1月の初めまででございますので、12月までしか期間はございません。秋以降と申しましてもそんなに回数はございませんから、どういったことを今後検討すべきかということも含めて、本日、この報告書について皆さんで御議論いただけるのは最後だということをお願いしたいと思います。

それでは、初めに事務局から配付資料について説明をお願いいたします。

○畠山室長 おはようございます。2週連続の開催となり、お忙しいところ御参集いただき感謝申し上げます。

本日の資料を確認させていただきます。

配付資料1「報告書案」、2「報告書の参考資料案」という構成になってございます。

また、資料をお送りするのが大変遅くなりましたこと、お詫び申し上げます。

それから、毎回、前回の議事録をお諮りして確認させていただいて決定稿とするという手続を踏んでいますけれども、今回は前回の議事録作成が間に合っておりませんので、その手続につきましては、また後ほど御相談させていただきます。

それでは、資料1「報告書案」について御説明いたします。

先週の会議でも、この辺につきまして御議論いただきまして、また、その後極めて短期間に限って御意見をいただきました。御意見、また、資料の御提出、改めて感謝申し上げます。

今回は、そうした過程を経まして、御指摘いただいた中で主な修正点を中心に説明させていただきます。

まず、全体に共通する事項といたしまして、前回も御指摘ございましたけれども、資料を参照する部分につきましては、本文の中に関連資料の番号を記載しております。

それから、前回、資料として示させていただいておりました外国の議事録の紹介というものがございましたけれども、これは前回の議論を受けまして、本文の中に関連する場所が出てくるところに、第何回専門調査会ヒアリング参照というような形で記載してございます。

それでは、中身を御説明させていただきます。

1ページから始まる「はじめに」のところですが、これは前回も御指摘ございましたとおり、まず、段落の区切りというのを整理いたしまして、1ページから2ページ初めのところからまず一区切り、2ページ頭から下の方までで一区切り、2ページ下から3ページまでで一区切りという整理を行っております。

1ページ中ほどのところですが「加害者に対し」で始まる段落ですが、これにつきましても御指摘がございまして「社会全体として性犯罪を許さないことを示すために必要」という部分を前に持ってくるという修正を行っております。

「加害者に対し」の次の段落で「被害者の配慮のために」となっておりますけれども、これは修正し忘れて「被害者への配慮」でございます。失礼いたしました。

3ページでございます。この報告書の言わば中心となる部分について記載をするということを前回御議論いただきました。今回、ここ3ページに2つのポツを書いてございますけれども「・ 非親告罪化など強姦罪の見直し」と「・ ワンストップ支援センターの設置促進、二次的被害の防止など被害者への支援、配慮」の2つの項目を掲げまして、特に重点的な調査検討

を経てとりまとめを行った旨記載した案としました。ここにつきましては、前回も皆様から御議論をいただいたところでありますので、今回もこの表現でよいかどうか御議論いただくことになるのではないかと考えております。

「(1) 強姦罪の見直し」の部分で、「ア 非親告罪化」の6ページのところでございます。前回お見せいたしました報告書案におきましては、見解が多かったという、言わば本報告書の中での非親告罪化の結論的な部分ですけれども、この部分について「ア」の中でも比較的下の方に書いてあったのですけれども、それが若干わかりにくいのではないかと御指摘がございました。ですから、今回、6ページの上の方で2つ目の段落「今後の調査検討においては」のところに持ってまいりまして、整理を行ってございます。

次の「イ 性交同意年齢の引き上げ」ですけれども、ここも同じ整理を行ってございまして、見解が多かった部分につきまして、書き位置を変えております。7ページ真ん中の辺りでございます。下の方にあったものをこの位置に変更してございます。

「イ 性交同意年齢の引き上げ」の部分、また、後ほどの部分にも関連するものが出てまいりますけれども、関連する判例というのを前回、参考資料として載せておりましたけれども、ここにつきましても前回御議論をいただいた結果といたしまして、判例につきましては、関連する本文が出てきたところの下に記載するというので、資料から外すという整理を行ってございます。

続きまして、9ページ下の方でございすけれども「法定刑との関係では、『暴行又は脅迫を用いて』要件を取り払った場合、法定刑を引き下げざるを得ない」という部分が一番最後に出ておりますけれども、ここの部分も前回の御議論を踏まえまして書きぶりを修正してございす。

次に、ちょっと飛びますが、13ページ下の方から14ページにかかる部分でございす。「特に、証拠保全に関しては」で始まる段落でございすけれども、裁判に証拠として活用できるようなルールづくりといったような記載がございました。この部分につきましては、前回の議論でも御指摘いただいたところでありまして、前回終了後、種部先生、林先生、原先生でメールを通じて意見のやりとりもしていただきまして、現在の案のような書きぶりになってございす。

またちょっと飛びますけれども、ワンストップ支援センターのところですが、ここにつきましては、18ページの辺りですが、これも前回御議論いただきまして、佐賀県における取組も追加して記載してございす。

22ページの下の方でございす。「イ」の直前にレイプシールド法のところがございすけれども、前回の議論で「いわゆる売春婦にとって重要な措置である点から見ても」ということを書いてございましたけれども、ここの部分は前回の御議論を踏まえて修正してございす。

なお、この点につきまして、1点御確認いただいた方がいいのではないかとございす。24ページの真ん中辺りに同じくレイプシールド法についての記載がございす。「3 診断・治療等に関する支援、専門家の養成等」の上の部分ですけれども、そこにレイプシールド法についての記載がございまして、22ページの方のレイプシールド法の書き方につきまして

は「参考とすべきであるとの見解が示された」という表現になってございますけれども、一方で24ページの方を見ますと「レイプシールド法によって法的に規制する例があるが、当面は」云々と記載しておりまして、ここの部分は平仄というか、レイプシールド法に対する理解といえますか、評価ということで、整合性がとれているのかというのが若干気になったところがございます。ここの部分、何か御指摘ございましたらおっしゃっていただければと思います。

続きまして、27ページです。「② 検討内容」のところ、再診時検査を必要とする理由につきましてやや詳しく書きまして、治療・投薬についての必要性も書いてございます。

29ページから30ページにわたる部分でございます。メディアに関する記載につきまして、これも前回御指摘いただきまして、その後修正意見もいただきまして、修正を行ってございます。

31ページ、最後のところですが「おわりに」です。ここは前回からやや大きな修正を行っております。まず、2段落目に法制度の改正に関する事項につきましての考え方を記載しました。また、次の段落、3段落目ですが、男性、性的マイノリティということの御指摘がございましたものですから、そうしたこと、あるいは性犯罪被害者の人工妊娠中絶に係る同意の在り方ということについて記載する旨修正を行ってございます。

以上が、資料1の主な修正でございます。

続きまして、資料2の「参考資料（案）」でございます。

まず、資料自体の大きな変更点としましては、先ほども御説明いたしましたけれども、裁判例を抜粋したものにしまして資料として載せておりましたが、必要なものについては本文に記載するということといたしました。

また、これも先ほど説明いたしましたけれども、外国例を議事録から抜粋して記載したものが何ページかにわたってついておりましたけれども、これにつきましても、本文に係る回の議事録を参照してもらうような注意書きを記載する旨の修正を行ってございます。

その他、個別の資料につきまして、内容を精査して修正した部分がございます。

私からの説明は、以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から上記の説明を受けまして、更に修正すべき点あるいは幾つか疑問として出されておりました点について、御意見を伺ってまいりたいと思います。いかがでございましょうか。

これまでたくさんの方の要望書をいただいておりますが、この要望書につきましても、前回同様、皆様にも添付ファイルで送らせていただいております。そういったことも踏まえまして、御質問や御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

先ほどの質問点を先にしますか。レイプシールド法のところですか。

どうぞ、番委員。

○番委員 24ページの書きぶりなのですが、書きぶりの問題なのかなというのは、法的にレイプシールド法のようなもので規制するのではなくて、運用でやりなさいということ、そちらの方がいいんだという意味ではなくて「現時点で法的に規制する制度がない以上は、訴訟指揮権

の行使、尋問者の配慮や注意等によって対応するべきである」という書き方に変えればよろしいのではないかと思います。

○辻村会長 私も今、そのように思っておりました。例えばこの「アメリカ等ではいわゆるレイプシールド法によって法的に規制する例がある。」で1回切りまして、例えば、法制化の検討は「おわりに」に持って行って、今後の課題にしたいわけですね。あるいは「法制化」という言葉を使わないで、例えば「我が国では当面は」みたいな表現にしてはどうでしょうか。「このような法令が存在しない日本では、当面は」にしますか。

○小木曾委員 それで「訴訟指揮権」の前に「適切な」というのを入れていただきたいような気はします。

○辻村会長 「当面は」の前ですか。「訴訟指揮権」の前に「適切な」。

○畠山室長 そこにつきまして御議論が以前もあったのですけれども、私どもというか政府としましては、訴訟指揮権の行使というものにつきましては、最終的には裁判官なりの判断になる部分でありまして、それについての評価といいますか、そういうことを記載することについて若干慎重になっておるといところが正直なところです。

○阿部委員 全体を通じまして、性被害者への理解はあらゆる制度の中で理解を進める、そのあらゆるものの中に裁判官も当然含まれるわけですから、司法の独立の問題とまた別に社会問題として取り扱うという意味で言えば、裁判官にも理解を深めていただくという意味で「適切な」という言葉が入っても問題ないかと思います。

これは意見です。

○辻村会長 いかがですか。

○畠山室長 もう一度引き取って考えさせてください。

○辻村会長 そうしますと「法的に規制する例がある。」でとめたとして、そこをどのようにつなぎますか。「我が国では当面は」というふうにしますか。「適当であるとの見解が示された」になっていますから。私はあってもいいと思いますが、これは検討していただけますか。

ほかにはいかがでしょうか。

○小木曾委員 そこのところ「尋問者の配慮」というのが少しわかりにくいかもしれませんね。

○辻村会長 そうですね。「尋問者の配慮」というのは。

○畠山室長 確かにわかりづらいかもしれませんので、ここについても表現を考えさせてください。

○辻村会長 しかし、今日最後ですので、考えさせてくださいということになりますと、今後どのようになりますか。

○畠山室長 また最終的なものを確認していただくということがございますので、そこでお示ししたいと思っております。

○辻村会長 では、メールということですか。わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

○森田委員 ずっと参加していなかったのですが、16 ページのところなのですが、家庭

内や、ここでは一応児童虐待のことが中心に書いてありますが、DVとか児童虐待に関してこのように記載してくださっているのはとてもいいと思うのですが、児童相談所や配偶者暴力相談支援センターと連携してというところについて、実際に被害者をどのように保護するのかということや、例えば児童虐待ですと親権者との闘いになりますので、性犯罪というラベルがつかない限りは何もしないという意味ではなくて、性的虐待が起きたときに親権の停止なども今、始まっているわけですから、実際に見つけた後どうするのかの部分についての対応を、今後検討するようなところをもう少し入れてほしいと思ってしまうのですが。

○辻村会長 具体的にどこをどのように。

○森田委員 今さらですけれども、16ページの上から2つ目のパラグラフの「次に、家庭内における」のところから始まる最後の方に「配偶者暴力相談支援センターにおいて」と始まって「児童相談所等と連携して対応することが求められる」というところで、実際にそうした性被害を受けている子どもや女性がいた場合に、児童虐待に絞ればそうした子どもを今、事実上保護する場所がほとんどないというか、中高生とかは養護施設とかが実質上保護してくれる場合が少ないのです。ですから、保護をして、例えば病院で診るにしても親権者が親権が停止されないままですと、戻せということになってしまうので、そういう細かい話は今、できないのだと思いますが。

○辻村会長 今は時間のこともありますから、また後でお考えいただいて出していただくのも構いません。

○森田委員 わかりました。そうします。保護についてとにかく一言入れてほしいということが1つです。

○辻村会長 ここについて森田委員から適切な言葉を補っていただくという御提案がございましたので、それもまた事務局の方に御提示いただいて皆さんで見えていただくということにいたします。

そのほかはいかがですか。

○森田委員 専門家の養成のところで、PTSDというのが繰り返し出てくるのですが。

もうちょっとまとめてもう一回発言します。

○辻村会長 ほかにいかがですか。

どうぞ、種部委員。

○種部委員 今の16ページのところなのですけれども、前回のところと違って私が意見を述べたのを入らせていただいて、2番目のパラグラフ「次に、家庭内における子どもに対する」の文章のところですが、2行目に「性的虐待による被害を写した児童ポルノの販売者等への」というのを入らせていただきました。資料編の13ページに児童買春、児童ポルノに関する行為の法律が、児童買春のみ載っていたので、児童ポルノも挙げてくださいということで追加していただきましたが、この中に「販売者」という言葉は出てきません。法律上正しい言葉なのかどうか分かりませんが「児童ポルノの提供者等」とした方が、法律的な文言と合うかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○畠山室長 これにつきましても、用語を確認させていただきます。

○辻村会長 13 ページは製造、所持、運搬、輸入あるいは提供とたくさんの言葉が使っていますので、総称しておけばいいと思いますので「提供者等」と仮にここで改めておきますが、そこも事務局の方で確認してください。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○平川委員 14 ページの「2 各種の性犯罪への対応」というところなのですが、4 日までに意見を書き送ったのですが、「各種の性犯罪」のいうところを「各種の性犯罪を含む性暴力」と変えていただけたらと思います。もう一度あえてお願いをしたいのです。

といいますのは、パープルダイヤルは急性期の性暴力被害者、女性向けとして性暴力という形で実施したという経緯があります。それから、ワンストップセンター、今回調査をしたという 2 つ目の「ワンストップ支援センター」、その手引にも性暴力という言葉が出ますので、その辺りの整合性をとるためにもどこかに性暴力ということを入れた方がいいのではないかと思っています。

そして、それができないのであれば、せめて「おわりに」のところに性暴力という言葉はどこかに入れるべきではないだろうかと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

実は、私の方もパープルダイヤルで性暴力と使っていることと、マニュアルのところが「性犯罪・性暴力」となっていることから、それとの整合性で、この報告書が性犯罪のみにすべて限定していることについて、どのようにしたらいいかと思って考えておりました。

ただいまの平川委員の御提案は見出しに入れるということですがけれども、目次を見ていただきたいのですが、目次を見まして「I 性犯罪への厳正な対処等」になっているのです。ですから、その見出しの中に「性犯罪を含む性暴力」としますと、報告書が対象としているものが不明確になります。ですから、ここは I のところは性犯罪の問題にさせていただきたいと思えます。

性暴力というのはいろいろな内容を含む広い概念で、パープルダイヤルなどが使っているように、個人が相談をするときに性犯罪の構成要件に該当しているかどうかということがまだわからないけれども、被害者として相談をするということですから、ここでは「性犯罪・性暴力」ということが出てくる可能性はあるのではないかと思います。

というのは、捜査とか公判手続、例えば目次を見ていただければわかるのですが、20 ページに該当する捜査・裁判手続のところは性犯罪でいいと思うのです。ところが、ワンストップ支援センターに相談に来る段階では、性犯罪に限定すると、犯罪になるものしか相談できないというイメージにつながる可能性はあると思えます。

ですから、性暴力を入れるにしても、今、平川委員が言われたところではなくて、もし入れるのであれば、ワンストップ支援センターのところ、あるいは 19 ページでも「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」と内閣府自身がつくったパンフレットですので、これと整合性を合わせるために、ワンストップ支援センターというのは別に性犯罪の被害者だけではなくて、性暴力の被害者も対象としているという趣旨で、17 ページとか 19 ページのワ

ンストップ支援センターのところについては「性犯罪・性暴力」とすることが可能かなというのが一案です。

それから、もう一案は、最後に平川委員から出ました「おわりに」のところ、今回は性犯罪の対象ということはある程度対象にして絞って、性犯罪への対策ということで報告書を書いた。だから、本来はもう少し広げて性暴力全般について議論しなければいけない。ただ、性暴力と性犯罪の違いということは、内閣府がマニュアルをつくったときにどういう定義をされたか、もう一度精査する必要がありますけれども、その違いについても、検討を要するという意味で、「おわりに」に、今後の課題として性暴力を広く「男性や性的マイノリティなどの性犯罪・性暴力被害者」と入れるというのも一案かなと思っております。

私も実はその趣旨の修正お願いメールを送ったのですが、反映していただけていませんので・・・。

○畠山室長 1点だけ申し上げておきたいところがございます、「性暴力」という言葉につきまして、かなりいろいろな概念で使われております。実は、第3次計画の中で性暴力ということについて何か定義をしているということではなくて、何ををもって性暴力というのかというのはそれぞれの使われ方で決まってくるということでもあります。

先ほど御紹介ありました、例えばワンストップの手引でありますとか、パープルダイヤルというようなことにつきましては、まさに被害を受けたということで、それが現実には警察に届いたかどうかとかそういうことは問わないで、警察に届けない人についても広く相談には応じましょうという意味で「性暴力」という言葉を使っておりますけれども、では性暴力というのがそういうことで統一定義かということと必ずしもそうでもないということもあって、この言葉は極めて人によってイメージするところが違うものがございます。

そういうこともございますものですが、もちろん御指摘の趣旨はよくわかっておりますし、性暴力について何かこの専門調査会で取り扱うのが所管外だということでは決してありませんで、今回の議論との関係でありますけれども、そもそも女性に対する暴力の専門調査会の所掌事務であることは間違いないということでもありますので、そうしたことも踏まえて修正案文を会長とも御相談させていただければと思っております。

○辻村会長 確かに、第3次計画には「性暴力」という言葉は使われませんでした。しかし、私が調べましたところ、第3次計画の基本的考え方という文書がホームページにも出ております。その第9分野に「性犯罪・性暴力」と書いてあります。子どもに対しても、「性的な暴力」という言葉が出てきます。

ですから、「基本的考え方」のときにあったのですが、いろいろな議論があって、概念が明確でないということから第3次計画では使われなかったという経緯があります。ですから、今回も第3次計画を踏まえて報告書を出しますから、当面は第3次計画の文言である性犯罪に限定をしたという書きぶりです。

ですが、パープルダイヤルなどで「性暴力」と使っていますから、妥協的に考えれば「おわりに」のところで、今回はきちんと扱わなかったと言葉の定義もしなかったけれども、性暴力の問題についても今後の課題だという書きぶりが、論理的には流れがスムーズかなと思

いました。

山田委員、その当時のメンバーとして何かありますか。

○山田委員 その点に関しては全く議論はなかったのですが、確かに日本語において、性というのがジェンダーという意味とセクシュアルという意味の両方に使われて、性暴力といった場合にジェンダー間の暴力というという意味なのか、セクシュアルな暴力なのかということが、その辺があいまいになってしまっているような、実際にあいまいになることも多いのでしょうか、英語に訳すとセクシュアルに限るとというのが今回の趣旨でございますか。

○辻村会長 そうです。

○山田委員 了解しました。

○辻村会長 先ほどの平川委員の提案の中では、一番最後の「おわりに」に書くか、私が言いましたように、ワンストップセンターのところで「性暴力」というタイトルを使っているので、その前後についてのみ中黒で「性犯罪・性暴力」という表現を何カ所か入れる、そうやって整合性をつけるといういずれかかなと思います。

論理的に報告書としての整合性ということですので、それもまたお考えいただけますか。「おわりに」に書くことはどなたも御異論がないと思いますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

○阿部委員 もう時間もありませんので。

実は、報告書の実効性をいかに確保するのかというところが最も関心のあるところで、これからこの報告書が男女共同参画会議に提出されますけれども、その後棚上げにされないようにという非常に強い意味を込めて、是非実効性を明らかにしていただきたい、あるいはどこからでもいいですから具体化していただきたい。

2つ目は、最後のところの課題、いわゆる第3次計画第9分野3に掲げられた事項のほかということで、幾つかの課題が列挙されておりますが、一体いつ、どこで、だれがこの取組をするのかというところがわからないので、もし今後の取組の計画等がありましたら、是非教えてください。

○畠山室長 まず、1点目でございますけれども、先ほどもお話ありましたとおり、この報告書につきましては、まだ日程等は決まっておりますけれども、男女共同参画会議に報告するということになります。その後の取組ですけれども、当然のことながらこの専門調査会というものは、男女共同参画会議の発足以来ずっと存在しているものですから、今後もある程度永続的な形で存在すると思いますので、そうしたところで適宜各省の取組状況をフォローアップするとかいうこともしないといけないかなとは認識しております。

それから、2点目につきましては、これから後半戦といいますか、後半の方でまたお話していただくようなこともあろうかと思っておりますけれども、皆様それぞれ問題意識があろうかと思っておりますので、ただ、先ほども会長もおっしゃっておられましたけれども、現メンバーの任期ということで言いますと来年の頭までということでございます。ただ、会議自体は先ほども申し上げましたとおり、恐らく存続していくこととなると思いますので、問題意識によってここでの部分を審議していくかということを決めていくということであろうかと思っております。

○辻村会長、本文の中では177条の保護法益が性的自由であるということは通説であるという書きぶりである反面、文献として判例が出ていましたから、「判例・通説」とするという修正案を出しました。しかし、通説であるということについては何の典拠もついておりませんけれども、これはよろしいですか。刑法学会の状況等非常に気になりますがなかなか難しいですね。

全般にこの報告書は参考文献がないですね。政府機関が出す報告書に参考文献があるものもないものもありますが、このテーマでこういう報告書を出しますときに、刑法、刑事訴訟法など刑法学会の状況を御存じの御専門家からして、何か参考文献をつけるとしたら可能な感じですか。あるいは通説と書いて注をつけて、だれかの教科書を書くという学会状況でしょうか。その辺りの感触を教えていただければありがたい。

○木村委員 私からよろしいでしょうか。

性的自由に対する罪という意味では、どの教科書を見てもその項で書いてありますので、およそ異論がないとは思いますが。

○辻村会長 例を挙げなくてもいいですね。代表的な教科書とかを挙げなくても大丈夫。

○木村委員 個人的には異論があるのですが、どの教科書でもこの項で書かれていますので、問題ないと思います。

○辻村会長 それ以外にも通説という表現が出てくるのですね。いいですか。

○木村委員 暴行・脅迫の程度のことでしょうか。それももう固まっている説ですので、特に引用する必要はないかと思います。

○辻村会長 わかりました。

使った判例は林委員からこれでいいのかということがありましたけれども、一応こういう入れ方をして、参考というか、注1とか注2とかをつけています。「女子に対する」のところは参考になっているのですか。ここだけが判例が対照されていないですね。

○畠山室長 「女子に対する」のところにつきましては、女子に限ることについての合憲性ということ論じる最高裁判例をつけてございます。

○辻村会長 わかりました。では、全体として参考文献もつけなくてよろしいということでもいいですね。

なお、11ページ「女子に対する」のところが出てきたのですが、11ページの6行目のところで「見解がある一方」と非常に長い文章になっておりまして「特に『女子に対する』要件については」、「見解がある一方」、このままでいいんだという見解も示されたという一文になっていますので、私はここは「見解がある」でしっかり切っていただいて、むしろこちらの見解の方が強い、あるいは多数であるということを書いていただきたかったと思いますけれども、この時点では多数だと書くのは困難だということでした。ここはせめて文章を2つに割っていただきたいと思います。

しかも、あえて言わせていただければ「見解も示された」と書かれているところも、実際には委員が言われたのではなくて、法務省のヒアリングのときに、法務省がお答えくださった見解になっておりますが、そういうものもこういう見解が示されたという書きぶりでもいいですか。やむを得ないですか。

これについてこれまで議論になったことはなかったのですけれども、こういう見解も当然あると思いますから。よろしいですかね。

判例もちろんこれは女性保護のための条文だからということは言っておりますので、通説と言ってもいいと思います。では、ここはこれで、文章を切っていただきたいということだけです。

ほかにいかがでしょうか。

○森田委員 加害者更生のところ、加害者のことなのですけれども、28 ページで「② 検討内容」の2パラグラフ目のところに「矯正施設及び保護観察所では」というプログラムのことだけが紹介されているのですが、近親者と親密な関係における性暴力が多いということを考えると、配偶者間暴力の加害者や児童虐待の親に対するプログラムや働きかけということが必要だということは、私は何度もここで発言してきたのですけれども、最後は消えてしまっているのですが、何とか残してほしいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

この報告書全体を見渡してみても、27 ページからの加害者に対する対策のところからが非常に薄くなって、啓発活動のところをもっと長い時間かけて話したような記憶がありますし、もう少し豊富な内容が書けたのではないかと思うのですが、薄くなっておりますね。

ですから、書き加えていただけることがあれば、もちろん「① これまでの取組」のところではなくて「② 検討内容」のところですね。そうすると「② 検討内容」のところだとメーガン法とかGPSのことは少し書いてあるのですが、それ以外のことは書いていませんので、ここは追加の可能性はありますね。

すみませんが、森田委員の方で3行ぐらいでまとめていただいて、必要であるということをお書きいただければと思います。

啓発のところも短いですが、いいですか。

どうぞ。

○種部委員 確かにここが強調したい点だったので、前半がすごく厚くて後ろが薄いのはわかるのですが、啓発のところでも29 ページの「② 検討内容」のところに「性的虐待による被害を写した児童ポルノを始め」というのを入れていただいたのですけれども、議論の中でも出てきましたし、意見の整理のときにも述べたのですが、性犯罪・性暴力に対してポルノ・ファンタジーを持っているのをなくさない根絶できないということを何度も述べたと思うのです。そのためにそれを入れたのですけれども、一言だけ追加してほしいのです。「児童ポルノを始め暴力的な性を」、これは先ほどから議論になったように、性暴力のすべては本当は性犯罪のはずなのに、なぜそこで中に点が入るのかという議論が出てくること自体がそもそも問題だと思うのです。実際には売られているものがあるわけですね。これに対する規制は本当に甘いと思いますので、一言加えてください。

○辻村会長 29 ページの「② 検討内容」の2行目ですが「児童ポルノを始め、暴力的な性を商品化するような世相」ということでよろしいですか。

これはもちろん一般的な性の商品化ということも批判の対象にはなるとは思います、とりわ

け暴力的なということですから、よろしいかと思いますが。

どうぞ、阿部委員。

○阿部委員 先ほど森田委員がおっしゃっていた点ですけれども、児童相談所の方では性虐待のあった場合に、子どもたちを絶対に再統合しない姿勢を打ち出しているはずですので、その点は加害者対策として、家族の再統合をしないということですので、そこは確認して書き加えていただければいいかと思います。

○辻村会長 どのように書くか難しいですので、検討していただけますでしょうか。

ほかにございせんか。

なかなか限られた時間で限られたスペースで作成される報告書ですので、完璧というわけにはいかなくて、私もじくじたる思いというものはございますけれども、一応皆様方の御協力をいただきまして、こういう形でまとまってまいりまして、あと一步のところまで来ました。あと残された時間はどのぐらいあるのですか。修正意見などは二、三日のうちにまた欲しいわけですね。

○畠山室長 皆さんからいただける御意見は、二、三日ぐらいの間にいただければと思ってございます。

○辻村会長 それでまたメールで回して、これでいいですかということで固めていくということですね。

私個人は、説得力を高めるためにも、外国の法制度をきちんと紹介した報告書にしたいとずっと考えておりました。その割には外国のところは既存の4カ国だけが書いてあるだけで、その4カ国についても解説文がついておりませんで、親告罪なのか非親告罪なのかも、どこを見てもわからない資料になっています。本来でしたらしっかり時間をかけて調査をして世界の何カ国が今、親告罪で何カ国が非親告罪、あるいはここ10~20年ぐらいの間にフィンランドや韓国やスウェーデンやいろいろな国が非親告罪化していることを書き込めれば説得力は増すと思うのです。私もそういうお願いをしたのですが、調査の時間もかかるでしょうし、あるいは確実性、正確性の問題でも検証に必要な時間がかかるという、さまざまな御意見がございまして、こういう形に落ちついております。今後ほかのところでも、法務省でも恐らく調査をしてくださると思いますので、これで終わりではありませんから、今後の活動に期待をして、今回はいろいろ問題はありますけれども、こんなことにさせていただきたいと思います。

ただ、あと1週間でも10日でも時間があって、もし男女局の方で調査して、例えば非親告罪化している主な国はこんなことであるとか、この4カ国についてももし米印で何か書き加えるのであれば、これは親告罪かどうかを書き加えるとか、資料編が、もう少し本文で書いたことの論証になるような書きぶりになっていくといいかなと思っています。

それでは、皆さんから一言ずつ感想、コメント、今後の残された時間での活動内容への希望などを言っていただくということによろしいでしょうか。

では、阿部委員から。

○阿部委員 課題の中のすべては無理だと思いますので、絞り込んで、とりわけ子ども、障害者、外国籍を有する、あるいは男性、性的マイノリティなどの被害者の実態に即した対応とい

うところが検討されればいいなと思っています。

○辻村会長 そうですね。なかなか実態がわからないのですね。調査結果がないのですね。この辺りは先ほどの質問にはお答えしていないのですが、今後、どの機関がどういう対応をするのか、課題を挙げることは楽だけれども実際はどうなるのかということが問題になります。

私どもの方でも秋以降もし何かできることがあればしたいと思いますので、またもう一回これは御相談します。

では、小木曾委員、どうですか。

○小木曾委員 会長がおっしゃられたように、検証の部分といいますか、論証の部分のところをもう少し突っ込んだものにすることができたらよかったですと思います。

○辻村会長 具体的に何か、これから1週間ぐらいで書き足してできるような改革案のようなものはありますか。

○小木曾委員 すみません、思いつきません。

○辻村会長 資料に掲載した議事録のところで、私は文献をつけたらいいのではないかということで小木曾委員から送っていただいたのです。ところが、議事録自体を載せないことにしたということで徒労になってしまって申し訳なかったと思いますけれども、何か参考文献などが欲しいという気持ちは私自身あります。

前回では資料番号もついていなくて、相互関連もなかったのですけれども、資料番号をつけていただいて、本文のところに資料参照というようにしていただきましたから、一応関連はついていたことですのでけれども、それ以上説得力を高めるための努力、やむを得ないかとは思いますが、何か気がつかれたことがありましたらお願いいたします。

それでは、木村委員、お願いいたします。

○木村委員 私、特に性犯罪の構成要件の見直しということに関心を持って参加させていただきました。本報告書で非親告罪化について一定の方向性を出せたということは非常に意義があると思っています。

ただ、個人的にはもうそろそろ性的自由に対する罪という考え方自体を考え直す時期に来ているのかなと思っていますので、今後何らかの形でそういう検討の機会があればと考えております。

○辻村会長 ありがとうございます。

このことについても書き込めなかったのですね。性的自由は通説・判例だということまで来て、ようやくここまで来たのだけれども、それでいいのかという、世界の動向はもうその次に行っていますでしょう。日本はやっと二、三十年かかって性的自由を認めさせるところまで来たかもしれませんが、木村先生の身体についての罪だとかあるいは安全や性的人格権だとかいろいろな議論が学会でも始まっていますし、ほかの国では既に議論されていると思います。それも本当は1行でも2行でも書き込めたらいいのですけれども、現状が古いところからやっと今のところに来たところに、次に新しいのを書いてしまうと、やっどこまで書いている結論を否定する意見に利用されてしまうというので、多分木村先生も余り強おっしゃらなかったということだと思います。少なくとも議事録にはこの点は残していただければと思

ます。ありがとうございました。

では、竹信委員。

○竹信委員 セクシュアル・ハラスメントの件で「おわりに」にきちんと書き込んでいただきまして、少しはよくなった、進んだかなと思います。と申しますのは、セクシュアル・ハラスメントは職場恋愛といまだに勘違いをしているということが余りにも多くて、暴力で人権侵害だと本当にとらえられていないのが現状なので、これを性犯罪との関係できっちりつなげていく何かの方法がないかどうかということ、これからも考えていくべきではないかと思います。

もう一点、メディア対応で性暴力・性犯罪の問題はメディアがとても大きく影響してくるということで、今回、この中に少しでも盛り込んでいただけたことがとてもありがたかったと思います。記者自身も悪気がなくてもどう対応していいかわからなかったり、読者たちの常識と人権意識との関係をどうやってすり合わせていくかで悩んでいると思いますので、ここに書かれたような資料、手引等々のものを、現場の記者の方々の御意見も入れながら、是非実践していただけるとありがたいと思います。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございました。

啓発のところページ数が多くなくて残念な気がしておりますので、もし何行か追加して下さるところがありましたら、またよろしくお願ひしたいと思います。

種部委員。

○種部委員 性暴力を容認するという国かなと現状では思っていますので、啓発のところはすごく私は大事なポイントだと思っています。最後には少し児童ポルノのことを入れていただいたのですが、残念だったのが平成16年の報告書の中でも「顕在化を促すことを第一に」、今回も各種性犯罪のところ、特に指導的立場ですとか保護するべき人からの犯罪ということに対して「顕在化」という程度で終わりました。「容認してはいけない」ではなくて、暴力ではなくて犯罪だという意識で罰則も含めて見直しができればいいなと、そこだけは心残りのところです。

後は、今回のヒアリングに際してまたいろいろ調べてみましたら、医療というのは非常に暴力ですとか犯罪に対して疎いところがあります。例えば労災ですとか自賠責ですとか、利害関係が生じるような医療についてはしっかりした分野が確立されていますが、性暴力・性犯罪あるいはDVも含めてですけれども、女性に対する暴力というのは医療の中から全く研究する分野、扱う分野がないという現状だということも痛感いたしました。

その点でワンストップをつくろうという方向に行っていたのは非常によかったと思うのですが、現場にいらっしゃる当事者の努力で維持されているという部分があるかと思います。取組を広げることはまず大事ですけれども、今後の課題として是非これを維持するために費用的な面の支援や、ワンストップの数は増えても質が低いようでは今までの対応と同じですので、そういう意味で質的な部分が担保されているかということも、検証を行ってほしいというのが願いです。

○辻村会長 ありがとうございました。

根本委員、林委員、原委員の3名が今日、御欠席でございますが、この方々からの御意見とか何か伺っているのですか。

○畠山室長 現時点では伺っておりませんので、意見をいただいて共有させていただきたいと思います。

○辻村会長 では今日御欠席の方々にも伺っておいてください。メールで回していただければありがたいです。

それでは、番委員、お願いします。

○番委員 私も性犯罪の構成要件の見直しを取り上げるということで、非常に興味深く参加させていただきました。なかなか結果的には難しい部分があって、どれだけ貢献できるのかという心配もあるのですが、それでも非親告罪化の問題を取り上げるということとか、性交同意年齢についての意見を言うということができてよかったと思います。

性犯罪そのものはあらゆる意味で抜本的な改革が必要な時期だと私自身は思っているのですが、なかなかそれができない。幾らかこの場でそれを投げかけていければいいなと思っています。

今後の課題については、裁判員裁判の対応ですね。裁判員裁判制度の見直しが迫っておりまして、そこでの性犯罪の扱い方がどうなるかというのが私自身は興味を持っています。それとレイプシールド法については、二次被害を与えるか与えないかということだけではなくて、なぜそのような質問をしてきたか、これは心証がそういうふうにつくられてきたから尋問する者もしてきたのであって、心証形成の過程を全く変えなければいけないと思っています、その1つの武器になるのではないかと考えています。ですから、これについても是非議論ができればと思いますが、時間的な制約もありますし、その中で可能な限り今後も議論していきたいと思っています。

それから、私自身は性暴力という言葉は逆に言うと余り使う必要がなくて、すべて性犯罪だと思っているので、というのは、性犯罪といったら裁判で無罪判決が出たら性犯罪ではなくなってしまうのかとか、裁判で確定したら性犯罪なのかということになりますので、私は性犯罪という言葉ですべてを表していると、自分の中ではそういう発想で常にいます。

○辻村会長 ありがとうございます。

平川委員、どうぞ。

○平川委員 番委員の御意見の後でこう言うのも変なのですが、性暴力という言葉を入れていただいて非常に安心しました。確かに性犯罪ということの中にすべてが入るとは思うのですが、私のように臨床現場にいる者にとっては、性犯罪になる壁といいますかハードルが非常に高いというのが現実です。

それがゆえに被害者の方たちは本当に生活全体あるいは身体的、精神的にも非常に困難な状況に陥ってしまっていて、その方たちをどのようにすれば保護することができるか、あるいは回復のために手立てがあるのかということやずっと考えてきて、その視点からこの報告書作成に参加してきました。その辺りが現状では性犯罪よりも性暴力という形の方が、私の臨床の現場あるいは被害者にとっての条件には整っているのではないかと思います。

また今回の報告書作成に際しまして、さまざまな団体から意見書、要望書をいただきましたが、私としては特に印象に残っているのは、婦人保護施設の方たちが調査した結果についてです。例えば1年間に施設に入寮する方たちがどのぐらいの性暴力被害者であるか、あるいはその方たちの被害に伴う妊娠あるいは出産の比率の高さについてなど、そういう実態が示されています。その辺りはDV被害者のシェルター利用者と全く同じなのです。しかもその多くが被害届も出されていないし相談さえもなされていないのが実情です。そういう性暴力被害者の実態がこれから明らかにされていくとともに、その実態を踏まえた回復や法的な解決が図られるべきではないかと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

森田委員、お願いします。

○森田委員 非親告罪化のところとワンストップ、この2つが強調点だと思いますので、それでこれまで言えなかった性犯罪が早く取り上げられるようになるということ、その点はすばらしいと思いました。

ただ、自分のフィールドはDVとか虐待という近親者のフィールドにいるので、どうしても今の平川先生と同じですが、本質的には性犯罪だとは思いますが、そのことを訴えるかどうかとか、自分が被害を受けているかどうか自体に非常に迷いがあるので、制度が変わることで言いやすくなる面は第一歩なのですけれども、そこまで持つていくまでのサポート、そういうことが言い出せるまでのサポートとか、言った後どうなるのかというサポート、例えば親と離れてまたくっつくのかというお話は出ていましたけれども、そういうことも事実上は起きてしまっていますし、そうした加害者に関しても、刑務所に入っても余り変わらないというのは正直実感しておりますので、何らかの形で、ただ引き離して社会に戻ってくるのではないような、トータルな形で示されてほしいというところでは、最後の「おわりに」のところ、先ほど阿部先生から出ていましたけれども、子ども、障害者、外国籍を有する方や男性、性的マイノリティに関する施策についてのことが少しでも残った時間で何か具体的な話になるとうれしいと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

山田委員、お願いします。

○山田委員 私は男女共同参画会議民間議員からの参加ということで、これに関しては専門というわけではないのですが、社会学者としていわゆる性的関係というものが多様化している中で、ステレオタイプ以外のもの、障害者なり男性なり、性的マイノリティなりを入れていただいたというのは非常に意義深いことだと思っております。

第2点として、今の議論もいろいろ番委員と平川委員の議論にあったように、ドメスティック・バイオレンスとセクシュアル・バイオレンスの概念区分がそろそろその辺を組み合わせる議論をしなくてはならない時期になっているのかなという気がいたしました。

女性に対する暴力、家庭への暴力、親密間の暴力が性的犯罪・暴力に結びつくことはもちろん確かなのですけれども、結びつく部分とそこから理論的には分けなくてはならない部分というのがありますので、その間の兼ね合いをどうとっていくかというのが今後の課題の1つかな

と思いました。

3点目、報告書なのですけれども、改めて資料として読み直してみますと、言葉の解説が本当は必要なのかなという気がしました。何年もこの場にいるとメーガン法とかはこういうものだとはすぐわかるのですけれども、ワンストップサービスとかもわかるのですけれども、初めて読んだ人がよく出てくる概念について何か、言葉の解説がどこか、性犯罪・性暴力に関してもですけれども、必要になってきたのかなと思っております。

○辻村会長 この点どうですか。1週間ぐらいで何か用語解説集が巻末資料でつけられますか。それはなかなか難しいでしょうか。厳選すればできるかもしれません。

○山田委員 私は何度も聞いているのでわかるパープルダイヤルというのが何かというのが書かれていないような気がしたのです。

○辻村会長 よく読めばわかるのですが。

○畠山室長 基礎的なところで専門的な用語を使っているようなところについて注を書くことを努力してみますが、なかなか全般にわたってというのは。確定的な定義がないものもあつたりしますので、努力はしてみます。

○辻村会長 そうですね。方法は2つで、1つは後ろに簡単な用語解説集をつくるということ、もう一つは注で小さな字で書いていますから、パープルダイヤルのところに注をつけてもうちょっと詳しく書く。あるいはパープルダイヤルの結果について資料を出しておりますから、そういうところに注をつけておく。あとは用語で難しいと思われるところがあれば、お出しただければそこについて注をつけることは可能かもしれませんけれども、検討していただけますか。もし可能だったら対処していただきたいと思えます。

ありがとうございました。最後に私の方から一言。

御協力本当にありがとうございました。これまでいろいろな文書を見直してみましたけれども、平成16年のこの調査会の報告書では、量刑の引上げ、罪状の問題だけで、構成要件の見直しとかそういった問題は全く触れておりませんでしたし、平成17年の第2次計画にももちろん触れられておりません。第3次計画の基本的考え方にもきちんとは書いていなかったことが、第3次計画の第9分野で初めて強姦罪の見直しということが入りました。

このときも恐らくはいろいろな議論があつたのだと思えますけれども、国際水準から見て非常に遅れていて、国際機関からも勧告されているのにそういった文書にずっと入らないことが長く続いておりました。検討する時期が遅すぎるのですけれども、今回、性犯罪を中心とした強姦罪の見直し等について触れる報告書が出て非常にうれしいと思えます。そういう意味では、皆さんの御協力に感謝しますとともに、今後これがただ報告書を作成しただけということで終わらないようお願いしたいと思います。

とりわけ、これまでは、どうしても、ある意味で性犯罪の問題はタブーだった面がありましたし、強姦神話とか、そういった意識の問題を中心に論じられていて、法制度の問題あるいは救済システムの問題、そういったことに直接ダイレクトに入っていかなかったと思うのです。この点で国際水準から見て日本の法制は非常に遅れていたと思えます。

ですから、国際水準にすると同時に、さまざまな法律、レイプシールド法などいろいろ出て

きておりますが、必要な法制度を整えるということ、救済について実効的にしていくということが今後の課題であろうと思いますし、この報告書が多少ともそれに触れることができたと思います。この点ではあとは法務省の方で御検討いただくということになっておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

私としましては先ほどから申しておりますように、個人的には、論証の点で、非常に限られた時間にパブリックコメントもできず、ヒアリングも限られた中でまとめるわけですから、それ自体不十分だと言われてもやむを得ない点がありますので、何とかもう少し説得力のある書きぶりではできないかと思って、非常にじくじたる思いというのは残っております。けれども、それでもたくさんの方から非常に短期間にもかかわらず、要望書などを送っていただきまして、その中で非常に優れた御提言をたくさんいただきまして、それは少なからず皆さんの、委員の発言の中にも反映されたと思いますから、議事録をすべて見ていただければ、この法制を見直す時期であるということについてのたくさんの御意見や社会的な雰囲気はおわかりいただけると思います。なかなか国会の場などでは盛り上がり欠けている論点ではございますけれども、下からのサポートあるいは実際の要求というものがないと、法制度というものはなかなか変えていくことはできないですから、その一里塚になったのではないかと考えております。

まだ時間が少し残っているようでございますから、修正できる場所、もう少しパワーアップできる場所はやっていきたいと考えております。ありがとうございます。

それで、今後の秋以降どうしますかという議論を少ししないといけないですね。

○畠山室長 今のところ明確に秋以降こういうことをお願いするというについては決まっておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、委員の任期という関係もございまして、具体的な中身としては検討したいとは思っております。

○辻村会長 月1回行うとして9月からにしても4回、10月からにすると3回ぐらいしか、12月までしかできませんので、余り大きな課題を抱え込むことはできないのですけれども、これまで出た論点でこの報告書に十分書き込まず「おわりに」などに今後の課題として少し書いたことで私たちができることというものをテーマに取り上げたらよろしいかと思っております。

先ほど出ておりました、山田委員がおっしゃっていただきましたドメスティック・バイオレンスとセクシュアル・バイオレンスとの関係という問題について出ているのが、例えばデートDVですね。デートDVはインティメートな関係であるということで、DV防止法を拡大してそれを救済しようという要請も多少出ているようですけれども、配偶者暴力防止法としてつくったわけですから、事実婚も含めて配偶者関係にはないデートDVをそこに入れることは質の点で問題があります。それはセクシュアル・バイオレンス等で対応する場合もあると思うのですけれども、その辺りの中間的な問題としてデートDVについての検討の必要もあるかもしれないと思っております。

それから、先ほども出ておりましたが、加害者更生を含めた加害者の問題もあります。この調査会でももちろん扱って報告もしていただいたのですけれども、十分に報告書に書き込めておりません。十分な資料もないし、調査もなかなかできないというところで終わってしまっております。もっと言えば、理論的には恐らくは社会学の中でも男性学であるとか、加害者学で

あるとか、いろいろな知見を総動員してかからなければいけない、そう簡単にはできないとは思いますが、それもやっていない。

それから、先ほどから出ています子どもの問題、子どもの虐待のこと、保護の問題もあります。メーガン法のごことは一度触れていただきましたけれども、3.11の前に宮城県が条例でメーガン法の日本版条例をつくらうということで審議会をつくりました。実際には、3.11がありましたからその後は凍結されていると思っておりますけれども、もしあのままであれば地方で条例をつくる運動が広がってきますと、これは結構大変なことで、国として何もしないというわけにもいかない話だろうと思っておりますから、子どもを保護するためのメーガン法のような発想についてどのように対処するかという論点はあると思っております。

私が今、思いつきますのが大体そういったデートDV、男性学というか加害者更生の問題、子どもの保護ということでメーガン法など幾つかありますが、ほかにないでしょうか。番委員の方から裁判員の見直しについて報告していただきましたけれども、第3次計画にそもそもそのことは書いていない。今回の報告書には余り書き込めないということでしたから、今後の課題としてそこを審議するという、1回でも2回でもやっておく意味はあるかもしれません。

方針だけでも決めないといけませんので御意見をお願いできればありがたいです。

今日、原委員がお休みですけれども、男性被害の実態について調査すると言っても、1回ヒアリングをしたぐらいでできるようなことでもなく、いろいろ統計などもないですし、そう簡単にはできないですね。

子どもについては資料は割とあると考えていいのですか。子どもの性的被害の。

○森田委員 結局統計上はいろいろな虐待の中では一番低い。テーマは表ざたになっていないのですけれども、海外も含めればいろいろなものがありますし、今、親権停止という新しく制度が変わりつつあるので、そういったところでは実際こういうことと両方どう運用していくのかなというのは非常に。

○辻村会長 そうですね。児童虐待については関心が高いですが、我々が扱うべきかどうかということもありまして。

ほかに何かありますか。御希望をここで言うておいていただかないと、事務局の方で準備ができないということですが。

どうぞ。

○番委員 警察の方でいろいろな問題があったということも受けて、ストーカー規制法の使い方、先ほどデートDVとありましたけれども、DV法に入らない場合とか、ストーカーでは警察に助けを求めますけれども、そういう運用を変えるような報道もされています。デートDVと絡めてそういう問題点、ストーカー規制法やDV法の問題点なども考えてもいいと思います。

ただ、ストーカーは別に女性ばかりが被害者とかそういうことではないですけれども、絡んだ問題としてはそれもいいかなと思います。

○辻村会長 前から出ていましたDV法の今後ということもどこかで検討しなければいけないのですけれども、恐らく次の課題になってくるのがそういったデートDV的な問題ですね。D

V法の改定に当たってどう射程を広げるのか広げないのか、また別の法律をつくるのかつくらないのか、いろいろな問題が課題としてありそうですから、その辺りをまず手がかりにしていたらよろしいでしょうか。デートDV、ストーカー規制法との絡みもあると思いますし。

それから、もし可能でしたら裁判員制度。性犯罪を対象から外すか外さないかという議論で、第3次計画との関係では我々の所掌事項から外れるかもしれませんが、一応被害者の保護ということも所掌事項になっておりますから、その点で裁判員制度の見直しということはあるかと思いますが。

ほかにはいかがでしょうか。ございませんか。

そうしましたら、出てきました案の中から何か実際にできそうなことを事務局の方でお考えいただくということで、またメールでも御意見を追加していただければよろしいかと思います。

では、畠山室長の方から連絡お願いいたします。

○畠山室長 本日はありがとうございました。

先ほどからお話いただいておりますけれども、また今後の手続といたしましては、最終的には男女共同参画会議への報告ということをご予定しております。その前に皆さんの意見をいただきまして、それを皆様方にお返しするという手続を経て、男女共同参画会議への報告としたいと思っております。

それから、先ほど来御議論いただいておりますけれども、次回等の日程あるいは議題につきましては、今、いただいた御意見も含めまして検討させていただきまして、また御報告させていただきたいと思っております。

最初に申し上げました議事録につきましては、次回の専門調査会あるいはそれ以外の機会もあるかもしれませんが、そうした機会でご承認をいただくということをご予定しております。

私の方からは以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

これからいろいろまだ修正の御連絡をいただき、事務局の方で原案をつくって皆さんにお伝えしますが、最終的なところは私が判断させていただくということにならざるを得ませんので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

また、男女共同参画会議に出す文面なども事務局の方で今後つくっていただくということになろうかと思っております。その点、よろしくお願ひいたします。

それでは、第67回の専門調査会を終わらせていただきます。次回の会合については先ほどのような次第で、今後日程調整等を追ってしていただくということになります。

どうもありがとうございました。

○岡島局長 一言いいですか。

○辻村会長 局長から、どうぞ。

○岡島局長 1年弱にわたりまして、この課題につきまして御熱心な御検討をいただきましてありがとうございました。特に辻村会長には特段の御尽力をいただきましたこと、御礼申し上げます。

女性に対する暴力、性暴力・性犯罪につきまして、被害者の支援とか、あるいは被害者への配慮ということを真正面に据えて、顕在化させるといいますか、潜在化しないようにするというのを大きな底流の問題意識としてこういう形で御議論いただくのはこの専門調査会だけだと思います。そういう意味で、この報告書はほぼまとまったという段階でございますが、まとめていただきましたことに深く感謝を申し上げます、おしまいとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○辻村会長 ありがとうございました。